

報告事項1（周知・報告）

令和6年度（令和7年1月1日以降同年3月31日まで）における
教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

令和7年5月12日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合